

平成25年1月29日(火)

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所

宇都宮市 建設部 道路維持課

栃木県 県土整備部 交通政策課

栃木県警察本部 交通部 交通規制課

記者発表資料

車道に自転車の走行位置を明示します

【交差点内で青い矢印(➡)を交差して明示するのは全国初】

国土交通省宇都宮国道事務所と宇都宮市、栃木県、栃木県警察本部では、『栃木県自転車利用環境検討会議(座長：宇都宮大学 森本教授)』の意見を伺いながら、自転車利用環境の検討を進めています。

今回、十分な幅員が確保できない国道4号に自転車の走行位置の目安として、青い矢印(➡)を明示するとともに、交差する宇都宮市道において、自転車レーンの明示を行います。なお、交差点内で青い矢印(➡)を交差して明示することは、全国で初めての取り組みです。

この走行位置を明示する区間において、アンケート調査や走行実態調査などを実施し、歩行者・自転車・自動車の安全性及び快適性を検証し、今後の自転車利用環境の創出に反映していきます。

【実施期間】平成25年2月上旬～3月中旬

【実施区間】国道4号(泉ヶ丘交差点～

宇都宮東警察署付近までの約1km)

宇都宮市道(今泉新町交差点～今泉町までの約0.6km)

【実施内容】国道4号 車道上への自転車走行位置の明示(➡)

宇都宮市道 自転車レーンの明示

【実施主体】国土交通省宇都宮国道事務所、宇都宮市、

栃木県、栃木県警察本部

※詳しくは、別添1、2をご覧ください。

※アンケート調査は、2月下旬頃を予定。改めて、お知らせいたします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、栃木県政記者クラブ

お問合せ先

国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所 副所長：清水 信男 電話：028-638-2181(代表)

宇都宮市 建設部 道路維持課 課長補佐：塚原 憲一 電話：028-632-2523(直通)

栃木県 県土整備部 交通政策課 主幹兼課長補佐(総括)：熊倉 一臣 電話：028-623-2408

栃木県警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐：大澤 賢吾 電話：028-621-0110(代表)

車道に自転車の走行位置を明示します

実施期間：平成25年2月上旬～3月中旬

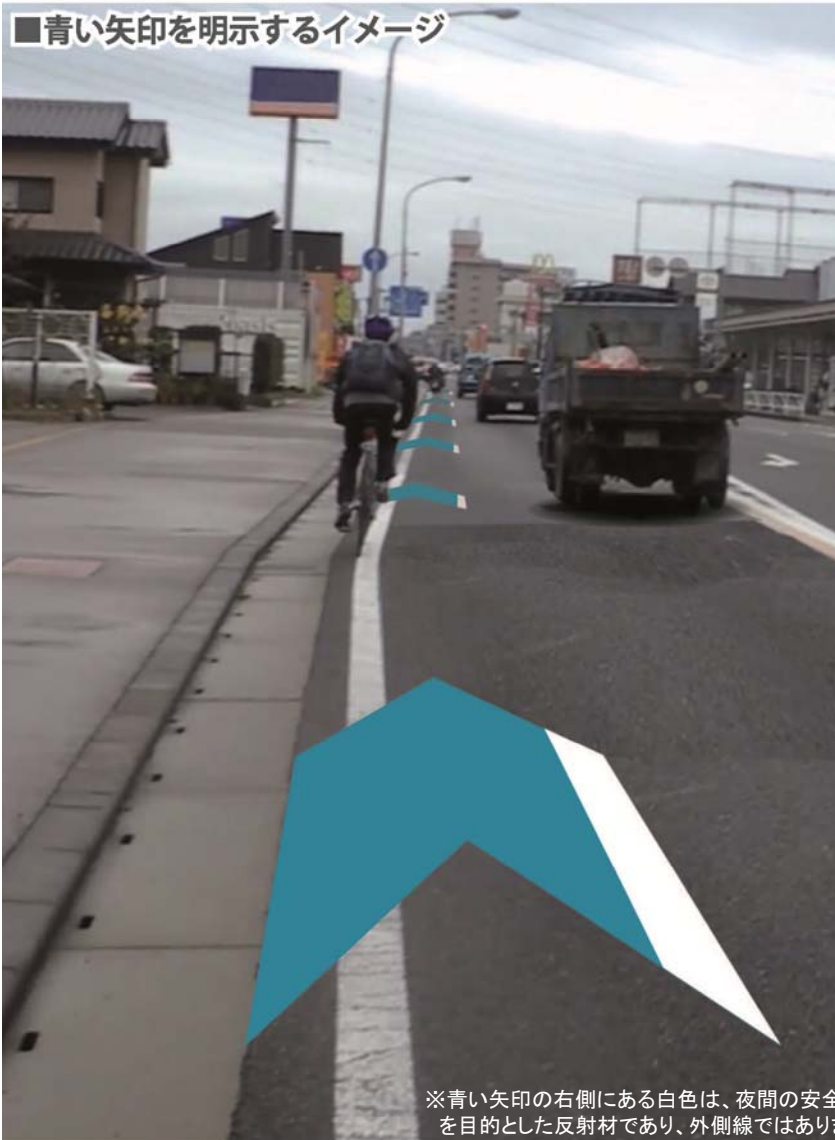
**実施区間：国道4号（泉が丘交差点～宇都宮東警察署付近までの約1km）
宇都宮市道（今泉新町交差点～今泉町までの約0.6km）**

自転車は車両です。車道の左側を通行するのが原則です。

自転車が車道を走行するときの安全性・快適性を向上させるため、自転車レーンの設置を進めてきていますが、十分な幅員が確保できない場合は、自転車の走行位置の目安として、車道に青い矢印を明示します。

沿線並びに、利用者の皆様にはご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

■青い矢印を明示するイメージ



※青い矢印の右側にある白色は、夜間の安全対策を目的とした反射材であり、外側線ではありません。



■自転車レーンを明示するイメージ



実施主体 宇都宮国道事務所、宇都宮市、栃木県、栃木県警察本部

■お問い合わせ

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所

〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町 504 TEL(028)638-2181(代) URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/>



宇都宮国道事務所

■ 基本ルール

自転車は道路交通法上、軽車両として扱われ、車道の左側を通行するのが原則です。子どもや高齢の方、あるいは車道が危険な場合などは、歩道の車道寄りをゆっくり（すぐ止まれる速度）通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは一時停止しなければなりません。

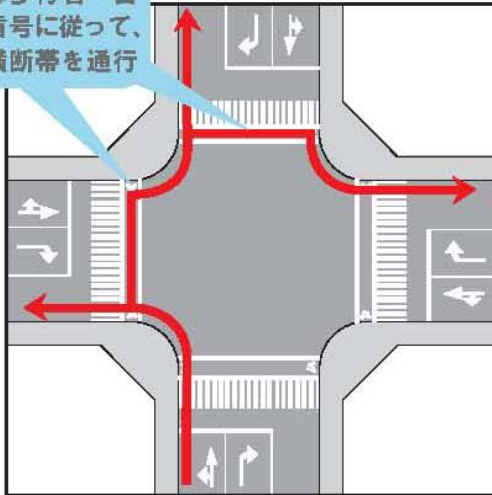
■ 交差点の通行方法が変わります

➡ : 自転車の通行ルート

【実施前】

※自転車横断帯が設置されている場合

自転車は歩行者・自転車用信号に従って、自転車横断帯を通行



【実施中】

※試験的に自転車横断帯を撤去します。

横断歩道で自転車を押し歩きする場合は歩行者用信号に従う

自転車で車道を走行する場合は車両用信号に従う

左折時には歩行者の通行を妨げないようにしましょう

自転車は二段階右折が原則
ここでいったん待機します
※歩道上でも待機できます

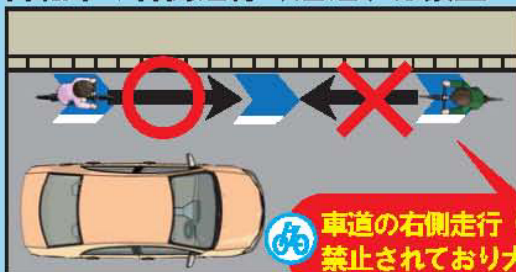
交差点内で青い矢印を交差して明示するのは
全国初

■ 走行時の注意事項

🚲 : 自転車への注意事項

🚗 : クルマへの注意事項

● 自転車の右側走行（逆走）は禁止



🚲 車道の右側走行（逆走）は禁止されており大変危険です

● 自転車との間隔を確保



🚗 自転車を追い越すときは安全な間隔をあけて下さい

● 自転車の併走は禁止



🚲 自転車は一列で走行し、併走しない

● 左折時の巻き込み注意



🚗 左折時の巻き込みに注意しましょう

🚲 左折しようとしている自動車の左側に入らない

● 違法駐車禁止



🚗 違法駐車はやめましょう

🚲 駐車車両を右側から避ける場合は後ろから来る自動車に注意しましょう

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

自転車通行空間の整備

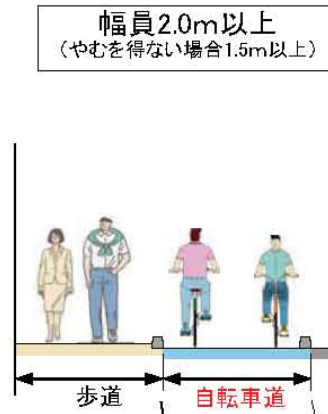
■単路部の設計【整備例】

自転車道



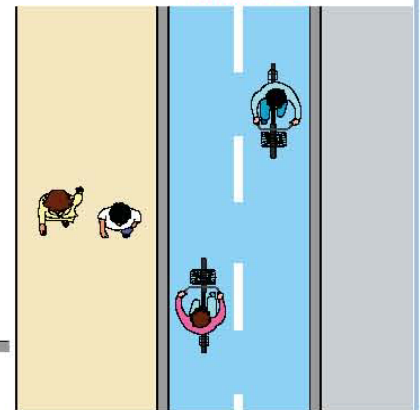
民地側

縁石線等の工作物により構造的に分離された自転車専用の通行空間



歩道

自転車道

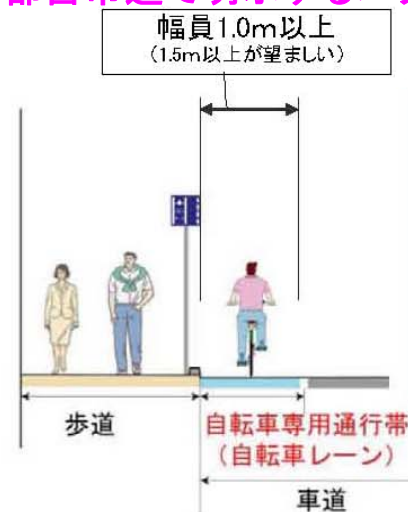


縁石線等の工作物により区画

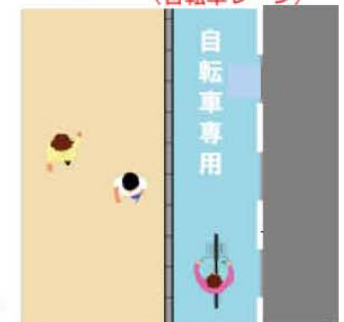
自転車専用通行帯(自転車レーン)【宇都宮市道で明示するパターン】



交通規制により指定された、自転車が専用で通行する車両通行帯。
自転車と自動車を視覚的に分離



歩道

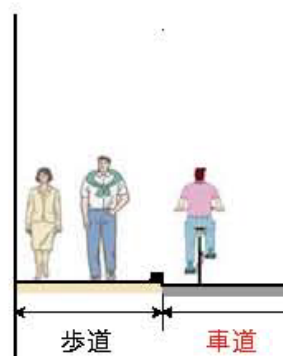
自転車専用通行帯
(自転車レーン)

車道混在【国道4号で明示するパターン】 ←幅員が確保できない場合の当面の整備形態



自転車と自動車が車道で混在。自転車の通行位置を明示し、自動車に注意喚起するため、必要に応じて路肩のカラー化、帯状の路面表示やピクトグラム等を設置

民地側



歩道

車道

